

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

| 個表<br>頁 | 府省名 | 個別法の概要  | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|-----|---|---|---|--|
| 1       | 環境省 | <p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適性に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度H22）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物<br/>排出量4,900万t、再生利用量1,200万t、最終処分量640万t</li> <li>産業廃棄物<br/>排出量4億5,800万t、再生利用量2億1,700万t、最終処分量3,000万t</li> </ul> <p>第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率21%</li> <li>ごみ減量処理率97%</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数の平成14年度水準維持</li> <li>し尿の衛生処理率を概ね100%</li> <li>浄化槽処理人口普及率11%、（以上、目標年度H19）</li> <li>PCB廃棄物の処理をH28年7月までに完了</li> </ul> | <p>大規模不法投棄の多発や、廃プラスチック等の無確認輸出の増加などの課題を踏まえ、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する平成14年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物<br/>排出量5,400万t、再生利用量860万t、最終処分量900万t</li> <li>産業廃棄物<br/>排出量3.9億t、再生利用量1億8,000万t、最終処分量4,000万t</li> </ul> <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率 16% (H14年度)</li> <li>ごみ減量処理率 95% (H14年度)</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数 13年 (H14年度)</li> <li>し尿の衛生処理率 96% (H14年度)</li> <li>浄化槽処理人口普及率 8.1% (H15年度)</li> <li>PCB廃棄物保管量<br/>高圧トランス 1.5万台<br/>廃PCB 93t<br/>柱上トランス 200万台 (H15年度)</li> </ul> | <p>基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値は前年度に比べ概ね目標値に近づいており、適正な廃棄物処理及びリサイクルが進んでいると認識。</p> | <p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化に合わせて、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H17年度には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の違反行為に対する罰則の強化等による不法投棄の撲滅などを目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p> |

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

| 個表<br>頁 | 府省名   | 個別法の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|-------|--|---|---|---|
| 2       | 経済産業省 | <p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p> | <p>現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定省資源業種：5業種</li> <li>特定再利用業種：5業種</li> <li>指定省資源化製品：19品目</li> <li>指定再利用促進製品：50品目</li> <li>指定表示製品：7品目</li> <li>指定再資源化製品：2品目</li> <li>指定副産物：2副産物</li> </ul> <p>その他、以下の取組を実施</p> <p>自動車用バッテリーリサイクルシステム再構築に向けて、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会を設けて合同で議論を進め、報告書（案）の審議を行ったところ。</p> <p>パブリックコメントの結果を踏まえて、報告書を取りまとめ、それに基づき、本年度秋を目途に資源有効利用促進法の政省令の改正を実施する予定。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の指定省資源化製品・指定再利用促進製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入すべく、平成18年夏頃を目途に改正政省令を施行する予定。</p> | <p>個別品目への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車バッテリーを指定再資源化製品に指定することに関する検討会を実施。</li> <li>平成15年10月に指定再資源化製品に指定した家庭用パソコンについては、着実な回収・リサイクルの取組が進展中。</li> </ul> <p>製品3R高度化ワーキンググループを設置し、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行ったところ。</p> | <p>今後も、対象製品の追加等により、製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、事業者からの実施計画提出などを通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。</p> |

### 3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

| 個表<br>頁 | 府省名   | 個別法の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価    | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|---|--|---|-----------------------------|--|
| 4       | 環境省<br>(関係府省)<br>経済産業省<br>財務省<br>厚生労働省<br>農林水産省 | <p>家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p> | <p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。<br/>(平成15年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集量の合計 2,626,089(t) (前年度 2,429,560(t))</li> <li>・再商品化量の合計 2,583,016(t) (前年度 2,367,721(t))</li> </ul> | <p>平成16年度の実績値については現在集計中</p> | <p>容器包装リサイクル法は、附則第3条において、法律の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>法の見直しの評価・検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGにおいて、審議。</p> <p>平成17年秋頃を目途に容器包装リサイクル制度の評価・検討の取りまとめを行う予定。</p> |

### 4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

| 個表<br>頁 | 府省名                    | 個別法の概要  | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|------------------------|---|--|---|--|
| 5       | 環境省<br>(関係府省)<br>経済産業省 | <p>廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p> | <p>家電4品目の回収台数は年々増加しており、施行は着実に定着している。</p> <p>過去3年間の廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 855万台</li> <li>平成14年度 1015万台</li> <li>平成15年度 1046万台</li> <li>平成16年度 1122万台</li> </ul> <p>・平成16年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 82% (60%以上)</li> <li>テレビ 81% (55%以上)</li> <li>冷蔵庫及び冷凍庫 64% (50%以上)</li> <li>洗濯機 68% (50%以上)</li> </ul> | <p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度は概ね定着してきていると考えられる。</p> | <p>家電リサイクル法は、附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。</p> |

### 5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

| 個表<br>頁 | 府省名  | 個別法の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価    | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|--|--|--|-----------------------------|---|
| 6       | 農林水産省<br>(関係府省)<br>財務省<br>厚生労働省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | <p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p> | <p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造業 69%</li> <li>食品卸売業 45%</li> <li>食品小売業 23%</li> <li>外食産業 17%</li> <li>食品産業合計 43%</li> </ul> | <p>平成16年度の実績値については現在調査中</p> | <p>食品リサイクル法は、附則第2条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。</p> <p>食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度末までに実施。</p> |

6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

| 個表<br>頁 | 府省名   | 個別法の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価               | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|-------|--|--|--|--|
| 8       | 国土交通省 | 法の施行より、対象建設工事における分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。<br>平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。<br>特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。 | (特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化・縮減率)<br>再資源化・縮減率(14年度実績)<br>・アスファルト・コンクリート塊 99%<br>・コンクリート塊 98%<br>・建設発生木材 89%<br><br>(特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化・縮減率)<br>再資源化・縮減率(14年度実績)<br>・アスファルト・コンクリート塊 99.5%<br>・コンクリート塊 97%<br>・建設発生木材 89% | 最新のデータが前回と同じであるため、進捗状況に関する定量的な評価はできない。 | アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊<br>平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。<br><br>建設発生木材<br>関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。 |

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

| 個表<br>頁 | 府省名                    | 個別法の概要  | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価   | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|------------------------|---|--|--|---|
| 9       | 経済産業省<br>(関係府省)<br>環境省 | 自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。 | 14年7月 自動車リサイクル法公布<br><br>・15年9～10月 第2回関係事業者向け全国説明会の開催<br>・16年1～6月 関係事業者向けの実務説明会を順次開催<br><br>16年7月1日 ・第二段階施行(許可の開始等)<br>・各自動車製造業者・輸入業者より、順次、リサイクル料金を公表。<br>・関係事業者向け説明会の開催、一般自動車ユーザー向け広報の展開。<br><br>・16年9～11月 整備事業者向け説明会<br>・16年10～11月 第1回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会<br>・16年11～12月 解体事業者向け説明会<br><br>本年1月1日 ・本格施行(行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生)<br><br>・17年1～2月 第2回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会<br>・17年5～6月 自動車リサイクル法関係行政連絡会議 | 平成17年1月1日より自動車リサイクル法が本格施行され、自動車メーカー及び輸入事業者、10万を越える関係事業者などが参加し、7千数百万台にものぼる自動車の所有者との関わりを持つ自動車リサイクル法は、制度としては、立ち上がりつつある。 | 本年1月に自動車リサイクル法が本格施行されたところであるが、各事業者が制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んで頂けるよう、また、一般自動車ユーザーに対しても、より一層の本制度への理解を深めて頂くため、引き続き理解普及に努める(関係事業者に対する制度・実務の詳細に関する説明会の開催、また、自動車所有者・ユーザーに対しTV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス広告に加え、ポスターやリーフレットの配布、シンポジウムの開催等の幅広い理解活動を実施)。<br><br>法施行後の使用済自動車の流通実態等の把握に努めるとともに、電子マニフェストなどの実務運営の面でも、関係事業者からの要望等を踏まえつつ、引き続き改善に努めていく。 |

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

| 個表<br>頁 | 府省名 | 個別法の概要  | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性 |
|---------|-----|---|---|---|---------------|
| 11      | 環境省 | <p>ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」)廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p>PCB廃棄物保管事業者の義務<br/>PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月15日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>国及び都道府県の義務<br/>国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。<br/>また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p>PCB製造者の義務<br/>PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力(PCB廃棄物処理基金への出えん等)することとしている。</p> | <p>PCB特別措置法に基づいて各都道府県・政令市より集められたPCB廃棄物届出データを集計し公表した。</p> <p>PCB拠点の広域処理施設の整備<br/>日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。<br/>現在、北九州、大阪、東京、豊田、北海道の全国5カ所において、拠点の広域処理施設の整備を進めており、12月には北九州での処理が開始された。</p> <p>PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになり、専門家による「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置した。原因の究明、処理の基本的方向、簡易な測定法等について検討している。</p> <p>「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定<br/>PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、必要な改訂を行った。</p> <p>PCB廃棄物処理基金<br/>中小企業が保管している高圧トランス・コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに国自らも予算措置を行った。</p> | <p>PCB廃棄物の拠点の広域処理施設について、北九州において施設整備が完了し、平成16年12月から処理が開始された。</p> <p>大阪、東京、豊田、北海道における処理施設の整備、処理の開始</p> <p>低濃度PCB汚染物対策検討委員会<br/>低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向の検討</p> <p>広域的な収集運搬システム<br/>安全かつ効率的な収集運搬システムの構築</p> <p>PCB廃棄物処理基金<br/>国・都道府県のみでなく、絶縁油・電気機器メーカー等からの基金出えんを促進</p> |               |

9. 国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)

| 個表<br>頁 | 府省名                  | 個別法の概要  | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|----------------------|---|---|---|---|
| 12      | 環境省<br>(関係府省)<br>各府省 | <p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること(平成19年度末頃まで)</p> | <p>特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>平成17年2月8日現在の特定調達品目は17分野201品目。</p> <p>環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新を行っている。</p> | <p>基本方針は毎年見直しを行っており、第1回フォローアップ時と比較して品目数が2品目増加し、更に取組が進んだといえる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っており、第1回フォローアップ時と比較して更に充実したといえる。</p> | <p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p> |

10 . 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

| 個表<br>頁 | 府省名                    | 施策の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|------------------------|---|---|---|---|
| 13      | 国土交通省<br>(関係府省)<br>環境省 | 食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)<br>バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。   | バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であること等が分かった。<br>(2)バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定するとともに、平成16年度末までにバイオディーゼルを燃料とする自動車の要素技術を確立するための調査・検討を行った。   | 平成15年度調査にて得られた知見を基に中央環境審議会にて審議していただきバイオディーゼル燃料の適切な使用方法について提言された。<br>また、バイオディーゼルを燃料とする自動車の要素技術を確立するための調査・検討を行っており、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価に向けた進捗が見られる。 | バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能を行うことにより、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。<br><br>今後のバイオディーゼル燃料の普及状況等を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して啓発を行い、必要に応じて燃料規定の検討を行う。  |
| 14      | 国土交通省                  | FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(平成14年度～)<br>FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。               | 平成16年度には、リサイクルシステム事業化に向けた制度面の検討として、リサイクルシステムに必要なとされる機能等に関する検討を実施した。   | 平成15年度までの調査・検討によりリサイクルの基礎的技術を確立することができたことから、現在、事業化に向けた取り組みを進めているところである。   | FRP船のリサイクルについては、これまでの調査検討等により、必要な技術を確立し、実行性を確認した。<br><br>今後は、リサイクルシステム構築に向け、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。   |
| 15      | 国土交通省                  | 建設リサイクル推進計画2002<br>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標、及び当面平成17年度末までに達成すべき目標を定め、各種施策を実施。 | 建設副産物の再資源化率等<br>14年度実績      22年度目標<br>・再資源化率<br>アスファルト・コンクリート塊      99%      98%以上<br>コンクリート塊      98%      96%以上<br>建設発生木材      61%      65%<br>・再資源化・縮減率<br>建設発生木材      89%      95%<br>建設汚泥      69%      75%<br>建設混合廃棄物 対12年度排出量比 対12年度排出量比<br>31%削減      50%削減<br>建設廃棄物全体      92%      91%<br>・利用土砂の建設発生土利用率<br>建設発生土(全体)      65%      90% | 最新のデータが前回と同じであるため、進捗状況に関する定量的な評価はできない。  | アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。<br>建設発生木材<br>関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。<br>建設汚泥<br>建設汚泥再生利用指針検討委員会において、建設汚泥の再生利用の促進に関する検討を行う。<br>建設混合廃棄物<br>首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、そのシステムの構築に向けた検討を行う。<br>建設発生土<br>平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。 |

1 1 . 不法投棄・原状回復対策

| 個表<br>頁 | 府省名 | 施策の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|-----|---|---|---|---|
| 19      | 環境省 | <p>産廃特措法<br/>産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <p>・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前(10年6月以前)の不適正処分により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行する。</p> <p>・産廃特措法の適用にあたっては、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を策定し、環境大臣の同意を得なければならない。</p> | <p>平成15年<br/>6月18日 産廃特措法施行<br/>10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定<br/>12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(香川県豊島事案)</p> <p>以降、平成16年度末までに5事案について、環境大臣が実施計画に同意した。</p> | <p>平成16年度においては、新たに3事案の実施計画に環境大臣が同意するなど、支障除去の推進が図られたと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p> | <p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p> |

1 2 . 産業廃棄物の最終処分場の整備

| 個表<br>頁 | 府省名 | 施策の概要  | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価   | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|-----|--|---|--|--|
| 20      | 環境省 | <p>毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p> | <p>14年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成17年1月に公表)</p> <p>全国 4.5年<br/>首都圏(1都7県) 1.7年<br/>近畿圏(2府5県) 3.6年</p> <p>徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残余容量が著しく不足している。</p> <p>公共関与と最終処分場に対する国庫補助<br/>平成16年度において、3事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p> | <p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により微増している状況ではあるが、依然としてひっ迫している状況は続いている。</p> | <p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p> |

1 3 . 技術開発

| 個表<br>頁 | 府省名  | 施策の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|--|---|--|---|---|
| 21      | 内閣府<br>(関係府省)<br>文部科学省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | <p>ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシアティブの実施(14年度～)<br/>(目的)<br/>資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。</p> <p>(推進体制)<br/>本イニシアティブに、<br/>・循環型社会創造支援システム開発プログラム<br/>・リサイクル技術・システムプログラム<br/>・循環型設計・生産プログラム<br/>・適正処理処分技術・システムプログラム<br/>の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p> | <p>イニシアティブ研究会合の開催し各省の研究者と外部有識者による意見交換と情報共有を行った。(15年度:2回、16年度:1回開催)</p> <p>イニシアティブ登録課題について年度毎に課題マップを作成し、平成15年度はそれを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめ、平成16年度は「ゴミゼロ社会への挑戦 環境の世紀の知と技術2004」を出版した。</p> | <p>イニシアティブ研究会合を通し、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究を俯瞰できるようになったとともに、研究者の相互理解が進んできた。</p> | <p>循環型社会創造支援システム開発プログラムについては一層の取り組みの推進が必要である。</p> <p>具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。</p> |

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）の実施

| 個表<br>頁 | 府省名   | 施策の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|---|---|--|---|---|
| 22      | 農林水産省<br>(関係府省)<br>内閣府<br>総務省<br>文部科学省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | 地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。<br><br>平成22年目標<br>・技術的観点：エネルギー変換効率の向上 等<br>・地域的観点：バイオマスを一定割合以上利活用する市町村を500程度構築<br>・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用 等 | 関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。<br><br>地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。<br><br>・バイオマスタウン構想の公表(16年度)<br>第1回公表(平成17年2月10日) 5件<br>第2回公表(平成17年3月30日) 8件 | 廃棄物系バイオマスの利用割合の向上<br><br>[代替指標]<br>・家畜排せつ物処理施設整備戸数の増加<br>16年度実績 29,350戸<br><br>・製材工場等残材を燃料利用する施設における木質系廃材の利用量の増加<br>16年度実績 9.5万トン | バイオマスの利活用計画の策定、バイオマスの変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進。<br>バイオマスの効率的な収集システムや、植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発等を推進。<br>未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進。<br>平成17年度中に、バイオマスの利活用の現状と課題を検証し、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを実施。 |

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

| 個表<br>頁 | 府省名   | 施策の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|-------|---|--|---|--|
| 24      | 経済産業省 | 小売電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者)に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等(風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス)電気を利用することを義務づける法律。<br>小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。<br>(平成15年4月1日に全面施行) | 平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。<br>なお、平成16年度中の設備認定件数は、199,027件。 | 全ての電気事業者が前年度及び本年度とも義務を履行済み。<br>設備認定件数については前年度141,935件から199,027件に増加。 | 平成17年度の全電気事業者の義務量合計は38億kWh。本年度も円滑な義務の履行が期待される。<br><br>今後の義務量は、平成22年度利用目標122億kWhの達成に向け、毎年度増加する見通し。<br><br>新エネルギー等の利用目標は、4年ごとに当該年度以降の8年間について定めることとされている。 |

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

| 個表<br>頁 | 府省名                    | 施策の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性   |
|---------|------------------------|---|---|---|---|
| 25      | 環境省<br>(関係府省)<br>経済産業省 | オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。 | <p>平成16年度におけるフロン回収破壊法の施行状況<br/>第二種特定製品からのフロン回収については、平成17年1月からほぼ同様の枠組で自動車リサイクル法へ移行された。</p> <p>・フロン類回収業者等の登録数<br/>(平成17年4月1日現在、ただし、第二種特定製品引取業者については、平成16年12月31日時点)<br/>第一種フロン類回収業者の登録数 26,824<br/>第二種特定製品引取業者の登録数 94,773<br/>第二種フロン類回収業者の登録数 29,982</p> <p>・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数<br/>81 (平成17年4月1日現在)</p> <p>・特定製品からのフロン回収・破壊量の実績(回収量については平成15年度実績)<br/>第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量 約1,889トン<br/>第二種特定製品(カーエアコン)からのフロン類の回収量 約638トン<br/>フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約2,976トン</p> | <p>フロン類回収業者、破壊業者数は増加している。</p> <p>第一種特定製品から回収されるべきフロン類は、業界等が推計した量をもとに回収率を推定すると、回収率が約3割にとどまっていると見込まれるため、対策の強化が必要である。</p> <p>(3)破壊量は、平成15年度の破壊量と比較して約23%の増加となっており、着実に増加している。</p> | <p>京都議定書目標達成計画等に基づく、フロン回収破壊法の着実な施行及び制度改正を含めた抜本的な回収率向上方策の検討。</p> <p>断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に係る調査研究の推進、必要な措置の検討。</p> |

17. 静脈物流システムの構築（新総合物流施策大綱（13年7月閣議決定）の実現）リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討及びその具体化

| 個表<br>頁 | 府省名   | 施策の概要   | 進捗状況   | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価                 | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|-------|---|--|--|--|
| 27      | 国土交通省 | <p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成<br/>海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p> <p>(循環資源国内輸送コスト低減率)<br/>目標値:平成14年度比約1割減(H19年度)</p> | <p>平成15年までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行った。<br/>静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。<br/>民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。<br/>民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備を促進する。</p> <p>(循環資源国内輸送コスト低減率)<br/>平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。</p> | <p>平成15年度実績値は平成14年度比約2%減であり、進展が見られる。</p> | <p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成のための支援制度の拡充、国際静脈物流システムの構築を検討していく。</p> |



18. 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第1ステップ)

| 個表<br>頁 | 府省名   | 施策の概要   | 進捗状況  | 第1回フォローアップ時との比較<br>とその評価  | 今後の課題・見直しの方向性  |
|---------|---|---|---|---|--|
| 28      | 環境省<br>(関係府省)<br>経済産業省<br>農林水産省<br>国土交通省<br>他 | <p>温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、現在、本計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。</p> <p>1. エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策</p> <p>2. 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策</p> <p>3. 代替フロン等3ガスの排出抑制対策</p> <p>4. 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発</p> <p>5. 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進</p> <p>6. 森林吸収源対策の推進体制の整備</p> <p>7. 京都メカニズムの活用</p> <p>8. 地球温暖化対策の国際的連携の確保</p> <p>9. その他</p> | <p>(産業部門)<br/>各業種団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、省エネの取組状況の現地調査を平成15年には3業種、平成16年には5業種の工場について実施。</p> <p>(民生部門)<br/>平成14年の改正省エネ法により、新築建築物(2,000㎡以上・非住宅)の平成11年省エネ基準適合率は約70%(平成15年度)となった。</p> <p>(運輸部門)<br/>燃料電池の基盤的技術の開発、実証実験、規制の再点検に向けた調査・検討等を進め、必要な法令改正や基準等の整備を実施した。重量自動車をトップランナー対象機器として追加すべく燃費基準の策定に向けた検討を進めるとともに、ガソリン乗用自動車の燃費基準の見直しの方向性等検討を進めた。</p> <p>RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)の施行、新エネルギー導入を行う地方公共団体、事業者等に対する補助を実施した。</p> <p>目標を事業の量から達成される成果(アウトカム目標)に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定し、施設整備の推進に努めている。</p> <p>フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。</p> <p>グリーン購入法の対象品目及びその基準の見直しに際し、断熱材のノンフロン化についての規定を強化した。</p> <p>総合科学技術会議において「地球温暖化研究イニシャティブ」により対策技術の研究開発を推進した。</p> <p>「CO2削減・百万人の環」消灯キャンペーン、温暖化対策型の家電製品・自動車等についての具体的な製品や使い方を掲載した冊子の作成・配布、「環のくらし応援団」と雑誌等による協力等、メディアを通じた温暖化対策の重要性の呼びかけを行った。</p> <p>森林の整備・保全の重点的な実施、林業労働者の確保、木材の利用拡大、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等に取り組んだほか、我が国の吸収量の国内報告・検証体制について検討した。</p> <p>事業者が実施する費用対効果の高い技術を導入するクリーン開発メカニズム(CDM)及び共同実施(JI)プロジェクトについて、15年度に引き続き、案件形成のためのフィージビリティスタディー及び事業者に対してプロジェクト費用の一部を支援する事業等を行った。また、国別登録簿の整備等京都メカニズム活用に必要な措置を講じており、これまでの我が国政府による事業承認件数はJI1件、CDM15件である。</p> <p>COP10(気候変動枠組条約第10回締約国会議)において、将来の行動に向けて、非公式で率直な意見交換を行う「政府専門家セミナー」を2005年5月に開催することが決定された。</p> <p>気候変動の悪影響への対策である「適応」策について、途上国への資金支援や人材育成支援に加え、5カ年行動計画である「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス温室効果ガス排出量・吸収量算定のための国内制度の整備、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシャティブのもとでの監視・観測体制の強化及び調査研究の推進、その他の施策を推進した。</p> | <p>「地球温暖化対策推進大綱」に盛り込まれた対策・施策を各省が協力して実行してきたことにより、例えばトップランナー基準に基づく機器の効率改善など、地球温暖化対策は一定の成果をあげてきたと認識している。また、本年2月の京都議定書の発効、同大綱の評価・見直しを踏まえた「京都議定書目標達成計画」の策定により、今後さらに地球温暖化対策は進展していくものと見込まれる。</p> | <p>京都議定書目標達成計画に基づき、第1約束期間の前年である2007年度に、計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする。</p> <p>毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る。</p> |